

各種制度等について

いわき短期大学奨学金制度について

◎学業奨学生 ————— 募集人員：若干名

学業において優秀な成績を修め、経済的支援を必要とする方は、申請により選考を行い、学業奨学生の可否と種別（下記表参照）が決定されます。

〈申請可能な選抜区分〉

●「公募制学校推薦型選抜」・「一般選抜A方式・B方式」・「大学入学共通テスト利用選抜」

（※申請する方は入学志願書の「学業奨学生選考の申請」欄の「有」に必ず○をつけてください）

〈申請資格〉

○高等学校の全体の学習成績の状況3.8以上

※出願書類に「奨学生申請書」を同封してください。

【学業奨学生種別】

種別	給付内容	金額
第一種	授業料相当額	680,000円
第二種	授業料半額相当額	340,000円
第三種	入学金相当額	230,000円

※給付期間は当該年度の1ヵ年ですが、継続して申請が可能です。2年次に継続して申請した方は前年度の成績に応じて、該当の可否および種別が選考されます。

※入学金相当額の給付は入学手続き時のみとなります。

〈学業奨学生の選考方法〉

●「公募制学校推薦型選抜」出願者の選考方法

※下記の通り、選抜試験とは別の選考学科試験（選抜の可否判定には反映されません）を実施し、その結果と選抜の成績および調査書によって、該当の可否と種別を選考します。

学業奨学生選考学科試験	
実施日	令和5年11月18日(土)（公募制学校推薦型選抜当日）
試験内容	【国語】国語総合（古典・漢文を除く）（60分）

●「一般選抜」出願者の選考方法

※一般選抜（A方式・B方式）の成績および調査書によって該当の可否と種別を選考します。（学業奨学生該当の可否は選抜の可否には反映されません）

●「大学入学共通テスト利用選抜」出願者の選考方法

※大学入学共通テスト利用選抜の成績と調査書によって該当の可否と種別を選考します。（学業奨学生該当の可否は選抜の可否には反映されません）

◎部活動（スポーツ）奨学生 ————— 募集人員：若干名

スポーツ活動において顕著に優秀な成績を修め、経済的支援を希望する方に対して、書類審査およびセレクション等を実施し該当の可否と種別を選考します。

〈申請可能な選抜区分〉

すべての選抜区分で申請可（外国人留学生選抜は除く）

〈対象種目〉

バドミントン・弓道

※部活動（スポーツ）奨学生希望者は、出願時に高等学校部活動顧問等からの「推薦願」および戦績、大会成績等を示す書類の提出が必要となります。

出願前に本学各該当種目（指定強化部）の部長、監督もしくは入試広報課（Tel.0246-35-0438）に必ずお問い合わせください。

（高等学校部活動顧問等からの「推薦願」書式は本学HPからダウンロード可能です。）
⇒https://www.iwaki-jc.ac.jp/admission_information03_01.html

※出願書類に「奨学生申請書」を同封してください。

【部活動（スポーツ）奨学生種別】

種 別	給 付 内 容	金 額
特別種	入学金・授業料・設備費相当額	1,010,000円
第一種	入学金・授業料の一部（440,000円）相当額	670,000円
第二種	入学金・授業料の一部（230,000円）相当額	460,000円
第三種	入学金・授業料の一部（100,000円）相当額	330,000円
第四種	入学金相当額	230,000円

※給付期間は当該年度の1ヵ年ですが、継続して申請が可能です。

※入学金相当額の給付は入学手続き時のみとなります。

◎部活動（吹奏楽部）奨学生 募集人員：若干名

部活動（吹奏楽）において顕著に優秀な成績を修め、入学後継続して2年間部活動（吹奏楽）に参加することができ、経済的支援を希望する方に対して、書類審査およびセレクション等を実施し該当の可否と種別が決定されます。

〈申請可能な選抜区分〉

すべての選抜区分で申請可（外国人留学生選抜は除く）

※部活動（吹奏楽部）奨学生希望者は、出願時に高等学校部活動顧問等からの「推薦願」および戦績、大会成績等を示す書類の提出が必要となります。

出願前に本学吹奏楽部顧問もしくは入試広報課（Tel.0246-35-0438）に必ずお問い合わせください。

（高等学校部活動顧問等からの「推薦願」書式は本学HPからダウンロード可能です。）
⇒https://www.iwaki-jc.ac.jp/admission_information03_01.html

※出願書類に「奨学生申請書」を同封してください。

【部活動（吹奏楽部）奨学生種別】

種別	給 付 内 容	金 額
第一種	授業料相当額	680,000円
第二種	授業料半額相当額	340,000円
第三種	入学金相当額	230,000円

※給付期間は当該年度の1ヵ年ですが、継続して申請が可能です。

※入学金相当額の給付は入学手続き時のみとなります。

◎兄弟姉妹奨学生 ————— 募集人員：若干名

志願者本人が入学した際、兄弟姉妹がいわき短期大学または東日本国際大学に同時に在籍となる場合に申請できます。

〈申請可能な選抜区分〉

すべての選抜区分で申請可（外国人留学生選抜は除く）

※同時に在籍している期間について 2 人目以降に授業料の半額相当額を給付します。

※出願書類に「奨学生申請書」を同封してください。

給付内容	給付額	期 間
授業料半額相当額	340,000円	兄弟姉妹が同時在籍の期間（最大 2 ヶ年）

◎資格奨学生 ————— 募集人員：若干名

本学の入学者選抜の合格者のうち、受付期間終了（令和 6 年 3 月 15 日）までに本学が指定する資格を取得した方を対象とし、証明書類により選考します。

〈申請可能な選抜区分〉

すべての選抜区分で申請可（外国人留学生選抜は除く）

給付内容	給付額	対象資格	期 間
授業料半額相当額	340,000円	●漢字能力検定 2 級 ●実用英語技能検定 2 級 ●保育技術検定 1 級 ●日商・簿記検定 2 級 ●ITパスポート	1 ヶ年（継続申請不可）

※該当する資格を取得済みの方は「取得資格の合格証書等証明書類（コピー可）」及び「奨学生申請書」を同封してください。

※令和 6 年度の本学入学者選抜に合格し入学手続きを行った後、受付期間（令和 6 年 3 月 15 日）までの間に該当する資格を取得し、この制度に申請を希望する方は、必ず入試広報課（Tel.0246-35-0438）まで連絡の上、申請手続きを行ってください。（既に入学手続き（学費納入）済みの方が該当した際は、1 年次秋学期もしくは 2 年次春学期の学費納入時に給付分の金額調整をいたします。）

東日本大震災被災者支援制度（受験料免除）について

東日本大震災により被災された方は、受験料を免除いたします。出願時に罹災証明書を必ず同封してください。ご不明な点などは下記の入試広報課までお問い合わせください。

覺友減免制度について

いわき短期大学・東日本国際大学卒業生の子女または兄弟姉妹が入学する場合、もしくは卒業生本人（令和6年3月卒業見込みを含む）が再度入学する場合に適用される制度です。

※出願書類に「覺友減免申請書」「卒業証明書」を同封してください。

免除内容	免除額	期 間
入学金相当額	230,000円	1年次のみ

※入学金相当額の給付は入学手続き時のみとなります。

〈いわき短期大学奨学金制度（本学独自の学内奨学金）についての注意事項〉

2年次もいわき短期大学（学内奨学金）を希望する場合は申請手続きが必要となります。（申請をしない場合は継続できません）

また、学内奨学金および学内の減免制度を複数併用することはできません。（本学内の奨学金制度・減免制度のうち1種類のみの適用となります）

なお、長期履修学生で学内奨学金に該当した場合、学納金の納入期間3年間は選択できません。（詳細はP25、P31を参照ください）

高等教育の修学支援新制度について

- 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）には、この2つの支援があります。
- 授業料等の減免（授業料と入学金の免除または減額）
 - 給付型奨学金（原則返還が不要な奨学金）
- ※年収や家族構成等で3段階（第1～第3区分）に分類されています。
- ※修業年限が2年間である短期大学の学生が、長期履修制度により3年間にわたって履修することを認められた場合であっても、支援の対象となることができるのは2年次までとなり、3年目以降は支援の対象となりません。

参考

授業料等減免額の上限額（年額）			給付型奨学金の給付上限額（年額）				
	入学 減免上限額	授業料 減免上限額		自宅生 月 額	自宅生 (参考)年額	自宅外生 月 額	自宅外生 (参考)年額
私 立 大 学	260,000円	700,000円	私 立 大 学	38,300円	459,600円	75,800円	909,600円
私立短期大学	250,000円	620,000円	私立短期大学	38,300円	459,600円	75,800円	909,600円

世帯の収入などの要件に合う学生が支援の対象になります。（上記の表は第1区分の場合）また、学業成績だけでなく、明確な進路意識と強い学びの意欲、学修状況等を確認した上で学生に対して支援（給付）されます。

自分が支援制度の対象になるか等詳しくは、日本学生支援機構（JASSO）のホームページをご確認ください。

いわき短期大学奨学金制度とは

令和2年度からの文部科学省と独立行政法人日本学生支援機構の**高等教育の修学支援新制度**開始に伴い、いわき短期大学（以下「本学」という）の給付型奨学金制度は以下の通り運用いたします。

採用条件

- 修学支援新制度の基準に適合する方
- 本学各奨学金制度の基準を満たす事
 - 修学支援新制度の基準に適合する場合は、必ず修学支援新制度を申請する事
 - 修学支援新制度で給付される授業料・入学金の免除・減額による支給額が、本学から給付される見込金額を上回る場合は、本学からの奨学金を給付しません。但し、修学支援新制度（国）の授業料・入学金の免除・減額による支給額が、本学から給付される見込金額を下回る場合は、差額分を本学が給付します。
- 修学支援新制度の基準に適合しない方
- 本学各奨学金制度の基準を満たす事
 - 修学支援新制度の申請対象外となった方は学内審査を経て本学から奨学金を給付します。
- また、修学支援新制度で給付を受けていた学生が、世帯収入の増加等の変化により支援を受けられなくなった場合でも、学内審査を経て本学から奨学金を給付します。

例

幼児教育科

1年

Aさん

※吹奏楽奨学生1種

(680,000円給付)

※自宅から通学

○修学支援新制度の基準(第1区分)に適合した場合

Aさんの負担額

(B)－(A)

360,000円

国およびいわき短期大学からの給付

(A)

850,000円

(A)の内訳

高等教育の修学支援新制度

入学金

230,000円

授業料

620,000円

いわき短期大学吹奏楽奨学生

授業料

0円

学費総額（1年次学費）

(B)

1,210,000円

○修学支援新制度の基準に適合しなかった場合

Aさんの負担額

(B)－(A)

530,000円

国およびいわき短期大学からの給付

(A)

680,000円

(A)の内訳

高等教育の修学支援新制度

入学金

0円

授業料

0円

いわき短期大学吹奏楽奨学生

授業料

680,000円

学費総額（1年次学費）

(B)

1,210,000円

※上記以外に国からの給付型奨学金459,600円（年額）の給付対象となります。